

社会福祉法人のじぎく福祉会 役員等報酬規則

第1条（目的）

この規則は、社会福祉法人のじぎく福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

第2条（報酬等の支給）

役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

- 2 役員等より報酬辞退の申出があった場合は、前項に定める報酬を支給しないことができる。
- 3 当法人の理事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が3,000,000円を超えない範囲とする。
- 4 当法人の監事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が300,000円を超えない範囲とする。

第3条（役員等の報酬等の算定方法）

役員等に対する報酬額は、別紙に定める額とする。

- 2 役員等が職務のために出張した場合の旅費については、旅費規程に基づき支給する。

第4条（職員給与等との併給）

当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規則に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

- 2 医療法人社団順心会の役職員を兼務している役員等に対しては、本規則に基づく役員報酬等は支給しないことができる。

第5条（支給の方法）

役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月末日とする。ただし、その日が金融機関の営業日でない場合は、直前の営業日とする。

- 2 特別の事情により前項の支給日より難しい場合は、理事長がその都度定める。
- 3 報酬等の支払いは、役員等指定の口座に全額振込とする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

第6条（端数の処理）

この規則により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

第7条（公表）

当法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第3号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第8条（改廃）

この規則の改廃は、評議員会の決議によって行う。

第9条（補足）

この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和元年 9月 7日から施行する。

(別紙)

役員等の報酬額

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	

(2) 理 事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	

(3) 監 事

	日 額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	